

平成16年3月9日  
事務連絡

都道府県  
各 指定都市 障害福祉担当課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

### 平成16年度における支援費基準の見直し等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、3月3日（水）に開催いたしました障害保健福祉関係主管課長会議には、年度末のご多忙の中、ご出席をいただき、また、午後のグループ討議の場におきましては、大変貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

さて、当日の会議においてお示しいたしました「平成16年度における事業運営上の工夫について（案）」のうち平成16年4月より実施するものとしておりました項目については、予定どおり実施することといたしました。これらの項目を含む平成16年度支援費基準（案）については、別添のとおりですので、ご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いします。

この見直しによる告示及び通知の改正につきましては、現在作業を進めているところでありますので、内容が固まり次第あらためてお示しいたします。

また、居宅介護支援費の早朝、夜間、深夜時間帯による算定基準の適用の実施に伴うサービスコードにつきましても、関係者と調整中ですので、内容が固まり次第あらためてお知らせいたします。

今後とも厳しい財政状況が続いていくものと思われませんが、支援費制度の理念を実現し、制度を安定的かつ効率的に運営し、サービスの質を担保しつつ、必要なサービス量を確保するため、他の事業運営上の工夫につきましても、各自治体からいただきました貴重なご意見を踏まえながら、引き続き検討していくこととしておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 平成16年度支援費基準（案）の主な改正点

- 平成15年度の国家公務員の給与改定状況及び平成15年の消費者物価指数の動向等を勘案したものである。
- 居宅生活支援費については、
  - ① 居宅介護支援費は、身体介護、移動介護（身体介護を伴う場合）の基準額を見直すとともに（2ページの①参照）、早朝、夜間、深夜時間帯による算定基準の適用について、実際にサービス提供を行った時間帯に応じた加算率によって算定することとした（6ページ参照）。
  - ② デイサービス支援費は、長時間にわたるサービス提供を評価する観点から、従前の2区分の基準額を、「4時間未満」、「4時間以上6時間未満」、「6時間以上」の3区分に見直しを行った。
  - ③ デイサービス支援費、ショートステイ支援費、地域生活援助支援費については、それぞれの基準額の中で人件費が占める割合等により各基準で異なっているが、国家公務員の給与改定等の影響は、15年度基準額に比べておよそ△1～2%程度となっている。
- 施設訓練等支援費については、
  - ① 各基準額は、15年度基準額に比べて△2%弱の改定となっている。
  - ② その他、地域で暮らす重度重複障害者が通所施設等に通所する場合に重度重複加算の対象を拡大した。

※ 今後、所要の告示改正を行い、平成16年4月から適用することとしているので、管内の市町村及びサービス提供事業者等への周知方よろしくお願いしたい。

## 平成16年度居宅生活支援費の基準案(丙地単価)

### ① 居宅介護支援費

サービス類型	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以後30分
身体介護	2,310円	4,020円	5,840円	1,820円
家事援助		1,530円	2,220円	830円
移動介護		※1	※1	※1
日常生活支援 ※2			2,410円	900円

※1 「移動介護」は、身体介護を伴う場合は身体介護の単価、身体介護を伴わない場合は家事援助の単価を用いる。

※2 日常生活支援は身体障害者居宅支援のみ。

### ② デイサービス支援費

サービス種別	提供単位等	区分1	区分2	区分3	加算	
身体障害者 デイサービス 支援費 (I)	単 独 型	4時間未満	3,480円	3,230円	2,970円	給食サービス加算 1日につき420円 入浴サービス加算 1日につき410円 送迎サービス加算 片道につき550円
		4~6時間	5,800円	5,380円	4,950円	
		6時間以上	7,550円	6,990円	6,440円	
	併 設 型	4時間未満	2,800円	2,540円	2,290円	
		4~6時間	4,660円	4,240円	3,810円	
		6時間以上	6,060円	5,510円	4,950円	
身体障害者 デイサービス 支援費 (II)	単 独 型	4時間未満	1,550円	1,350円	1,150円	
		4~6時間	2,590円	2,250円	1,910円	
		6時間以上	3,370円	2,930円	2,490円	
	併 設 型	4時間未満	870円	670円	460円	
		4~6時間	1,450円	1,110円	770円	
		6時間以上	1,890円	1,440円	1,000円	
知的障害者 デイサービス 支援費	単 独 型	4時間未満	2,870円	2,570円	2,270円	給食サービス加算 1日につき420円 入浴サービス加算 1日につき410円 送迎サービス加算 片道につき550円
		4~6時間	4,790円	4,290円	3,790円	
		6時間以上	6,230円	5,570円	4,920円	
	併 設 型	4時間未満	2,190円	1,890円	1,590円	
		4~6時間	3,650円	3,150円	2,650円	
		6時間以上	4,740円	4,090円	3,440円	
児童デイサービス 支援費	小規模		5,320円		送迎サービス加算 片道につき550円	
	標準		3,670円			
	大規模		2,810円			

※ 児童デイサービスの規模別単価の適用については、平均実利用人員が小規模は10人以下、標準は11人~20人、大規模は21人以上。

③ 短期入所支援費

サービス種別	区分1	区分2	区分3	遷延性意識障害(児)者	重症心身障害(児)者
身体障害者短期入所支援費	8,020円	7,220円	6,860円	14,360円	—
知的障害者(児童)短期入所支援費	7,960円	7,220円	4,550円	14,360円	20,310円
送迎サービス加算 片道につき1,860円					

④ 知的障害者地域生活援助支援費(1月につき)

知的障害者地域生活援助支援費	定員	区分1	区分2
	4人	131,470円	65,730円
	5人	118,320円	52,590円
	6人	109,550円	43,820円
	7人	103,290円	37,560円

(注) 今後、サービスの量と質を確保する観点から、様々な事業運営上の工夫を行うことを検討。

# 平成16年度施設訓練等支援費の基準案(丙地単価)

## 1 共通事項

① 入所時特別支援加算

@22,300円

② 退所時特別支援加算

@43,600円(2回訪問した場合)

③ 重度・重複障害者に対する加算

障害程度区分Aで3種重複障害の者に加算  
対象者1人につき 月額31,100円(入所)  
対象者1人につき 月額10,300円(通所)

## 2 身体障害者施設支援費

(月額、単位:円)

		平成16年度単価	
身体障害者療護施設	小規模	A	497,800
		B	456,000
		C	413,800
	標準1	A	404,600
		B	379,500
		C	353,700
	標準2	A	396,200
		B	371,400
		C	341,900
	大規模	A	364,200
		B	339,000
		C	313,500
	併設等 (定員10人)	A	432,400
		B	384,700
		C	336,900
	併設等 (定員11人 ~20人)	A	344,900
		B	321,000
		C	297,100
通所	~定員4人	A	164,000
		B	159,000
		C	154,000
	定員5人 ~10人	A	278,200
		B	276,100
		C	274,100
	定員11人 ~20人	A	201,800
		B	200,800
		C	199,800

(月額、単位:円)

常勤医師加算	小規模	17,700
	標準1	10,600
	標準2	7,600
	大規模	5,300

(月額、単位:円)

ALS等支援加算	遷延性意識障害者加算	10,000
	筋萎縮性側索硬化症者等加算	20,000
	神経内科医加算	14,000
	看護師加算	81,600

(月額、単位:円)

		平成16年度単価	
身体障害者更生施設 内部除く	小規模	A	355,000
		B	295,900
		C	260,300
	標準1	A	277,000
		B	228,700
		C	189,300
	標準2	A	261,300
		B	204,900
		C	163,600
	大規模	A	237,300
		B	184,000
		C	153,600
通所	A	91,800	
	B	89,800	
	C	87,800	
身体障害者更生施設 内部	小規模	A	367,500
		B	308,400
		C	272,800
	標準1	A	289,500
		B	241,200
		C	201,800
	標準2	A	273,800
		B	217,400
		C	176,100
	大規模	A	249,800
		B	196,500
		C	166,100
通所	A	91,800	
	B	89,800	
	C	87,800	

(月額、単位:円)

		平成16年度単価	
身体障害者授産施設	小規模	A	301,500
		B	252,600
		C	216,900
	標準1	A	232,300
		B	202,300
		C	168,600
	標準2	A	215,900
		B	180,800
		C	156,700
	大規模	A	187,600
		B	160,600
		C	139,200
通所	A	91,800	
	B	89,800	
	C	87,800	
分場	A	115,700	
	B	107,300	
	C	98,900	
身体障害者通所授産施設	小規模	A	163,700
		B	155,700
		C	139,200
	標準1	A	131,500
		B	126,200
		C	120,900
	標準2	A	107,700
		B	104,500
		C	97,900
	大規模	A	94,700
		B	92,500
		C	87,700
分場	A	115,700	
	B	107,300	
	C	98,900	

### 3 知的障害者施設支援費

(月額、単位:円)

		平成16年度単価	
知的障害者入所更生施設	小規模	A	317,900
		B	290,800
		C	252,100
	標準1	A	309,500
		B	283,200
		C	233,700
	標準2	A	286,000
		B	260,100
		C	224,500
	大規模	A	263,000
		B	234,800
		C	204,900
	併設(本体) (定員10人)	A	459,900
		B	443,900
		C	427,900
	併設(本体) (定員11人 ~20人)	A	333,100
		B	325,100
		C	317,100
	併設 (定員10人)	A	224,100
		B	208,100
C		192,100	
併設 (定員11人 ~20人)	A	215,900	
	B	207,900	
	C	199,900	

(月額、単位:円)

		平成16年度単価		
知的障害者入所授産施設	小規模	A	312,400	
		B	295,900	
		C	268,300	
	標準1	A	286,100	
		B	272,900	
		C	246,500	
	標準2	A	254,900	
		B	247,700	
		C	228,700	
	大規模	A	234,300	
		B	222,800	
		C	204,500	
	知的障害者通所更生施設	小規模	A	210,600
			B	195,200
			C	171,900
標準1		A	167,700	
		B	157,500	
		C	136,600	
標準2		A	149,700	
		B	143,600	
		C	131,100	
大規模	A	128,700		
	B	124,400		
	C	115,400		

(月額、単位:円)

		平成16年度単価	
知的障害者通所授産施設	小規模	A	219,300
		B	203,400
		C	187,400
	標準1	A	173,600
		B	163,000
		C	152,300
	標準2	A	153,000
		B	146,600
		C	140,300
	大規模	A	131,200
		B	126,600
		C	122,000

		平成16年度単価	
通勤寮	A	106,600	
	B	99,400	
	C	92,300	

		平成16年度単価	
通所部・分場	A	135,800	
	B	127,800	
	C	119,800	

(月額、単位:円)

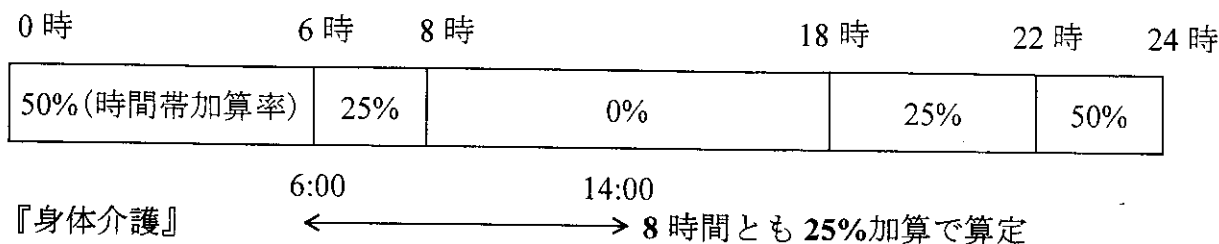
		平成16年度単価	
強度行動障害 支援加算	A	147,200	
	B	173,500	
	C	223,000	

(月額、単位:円)

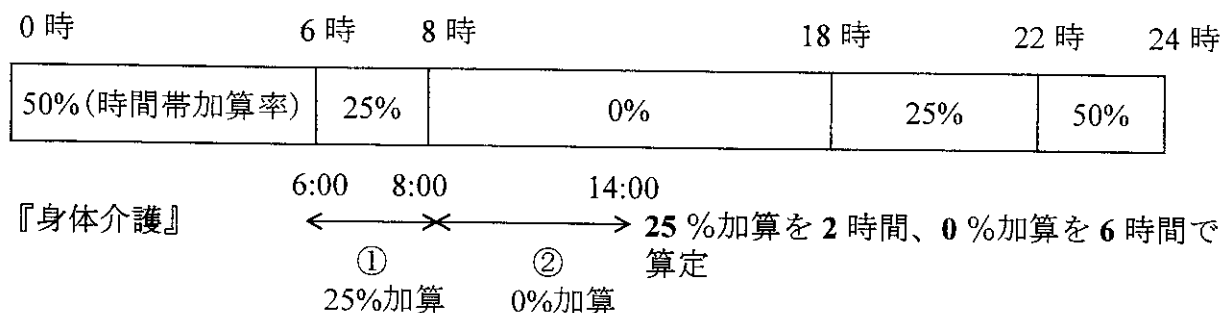
		平成16年度単価	
自活訓練 支援加算	同一敷地内の建物で実施	115,200	
	同一敷地外の建物で実施	145,500	

## 居宅介護支援費の時間帯による算定基準の適用方法案

<現行> サービス提供開始時刻属する時間帯に応じた加算率によって算定



<改正後> 実際にサービス提供を行った時間帯に応じた加算率によって算定



(注) 支援費基準額の最小単位までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定する。

ただし、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間のごくわずかな場合(身体介護が中心である場合は 15 分未満、家事援助又は移動介護が中心である場合は 30 分未満、日常生活支援が中心である場合は 45 分未満とする。)には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定する。